

使用料が指し値となる利用形態について(2016年4月1日～)

今回の使用料規程の変更に伴い、使用料が指し値(委託者が指定する額)となる利用形態は、下表のとおりとなります。

利用形態		使用料規程第2章の該当する節
(1) 広告目的で行う複製(コマーシャル送信用録音を含む。)		第15節 広告目的で行う複製
(2) (1)以外の目的で行う複製	ア ゲームに供する目的で行う複製(映像を伴わない場合は業務用に限る。)	第16節 ゲームに供する目的で行う複製
	イ 映画への録音	外国作品の利用に限る。
	ウ 出版	
	エ ビデオグラム等(カラオケ用のビデオグラムを除く。)への録音	外国作品の利用に係る基本使用料に限る。

以上